２　教育・保育提供区域の設定

○　教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

○　教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

○　北広島市においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な１１事業）提供区域を次のとおり設定します。

（１）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
１号認定（3～5 歳）	全市（１地区）	教育･保育提供区域は、全市とする。 【理由】 区域設定を狭くすることにより、既存の施設の立地状況が区域ごとの量の見込みに対応していない区域があり、人口の減少傾向の中で、効率的、効果的な量の調整や確保が難しい。 市内の幼稚園については、すべて送迎バスの運行を行っており、市内全域から教育方針等、園の特色によって利用施設が選択されていることから、区域を分けることは利用実態と異なることとなる。 保育所については、自宅近くで希望する場合のほか、通勤経路または勤務地近くを希望する場合があり、区域を分けることは利用実態と異なるケースが想定される。
２号認定（3～5 歳）		
３号認定（0 歳）		
３号認定（1～2 歳）		

（２）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全市（１地区）	市の面積や人口規模から全市とする。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	全市（１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
③妊婦健康診査事業	全市（１地区）	受診者が希望する医療機関を選択し受診する事業であり、現状どおり全市とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	全市（１地区）	訪問型の事業であり、現状どおり全市とする。
⑤養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	全市（１地区）	支援の必要な人に対し、市内全域を対象に実施している事業であり、現状どおり全市とする。
⑥子育て短期支援事業	全市（１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全市（１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
⑧一時預かり事業	全市（１地区）	教育・保育施設で実施されることから、教育・保育施設と同様に全市とする。
⑨延長保育事業	全市（１地区）	各保育所で実施しており、教育・保育施設と同様に全市とする。
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	全市（１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、現状どおり全市とする。
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	小学校区	現状どおり、小学校区とする。